

大阪弁護士会と国際交流と国際協力部（ICD）

大阪弁護士会国際委員会委員長

弁護士 黒田 愛

私は、2016年4月に大阪弁護士会国際委員長を拝命した。生まれてこの方「長」と名のつく役に就いたのは初めてで、慣れない議事進行や行事への対応に追われつつ、何とか2016年度を終えようとしている。これも7名の優れた副委員長と熱心な委員の皆様、優秀な事務局のお陰と肝に銘じている。

大阪弁護士会では、昨今、海外からのお客様をお迎えし、また提携先弁護士会からの招待で外国を訪問することが多い。これは、長年にわたる活動が積み重なった成果である。特に、法務総合研究所国際協力部からは、本邦研修の訪問先に大阪弁護士会を加えるなど貴重な機会を与えて頂いている。本稿では、大阪弁護士会国際委員会の2016年度の活動内容をご紹介します。今後、ますます、大阪弁護士会が国際協力部の法整備支援等の活動に活用され、また、連携を深めるきっかけとしたい。

1. 国際委員会の活動内容

2016年度の活動内容を紹介する前に、大阪弁護士会国際委員会の組織・活動を簡単にご紹介する。

大阪弁護士会の会員による弁護士会活動の中心は所属する委員会である。国際委員会には約160名の委員が所属しており、毎月1回の定例委員会が開催される。しかし、国際委員会の活動は定例委員会以外にある。委員会の中に部会、プロジェクトチームが設けられ、それぞれが必要に応じて臨機応変に活動している。

- ① ハーグ条約問題検討プロジェクトチーム：2014年に日本が加盟したハーグ子の奪取条約についての研究、研修などを目的とする。私も2011年に設置されたときからメンバーで、当初はハーグ条約とは何ぞやから始まり、日本も加盟を検討すべきではないかと意見書を作成、実施に向けての研修を行い、大阪家庭裁判所と合同で定期的な勉強会を開催した。条約加盟後は、調停や執行といったテーマ毎のセミナー、研修を実施するなどしている。
- ② 経済連携協定で検討される外国弁護士受入問題検討プロジェクトチーム：TPPが弁護士業務のいっそうの市場開放を求めるものなのか、その影響などの研究結果を発表するなどしている。トランプ大統領によるTPP離脱の声にめげることなく、2016年12月号の大阪弁護士会の月報に、若手3名によるTPPの特集を掲載した。
- ③ 人事事件及び家事事件にかかる国際裁判管轄法制プロジェクトチーム：離婚等の人事事件、遺産分割などの家事事件にかかる国際裁判管轄法制が整備されるのに伴い、結成されたプロジェクトチームである。大阪弁護士会としてパブリックコメントに付す意見書案を作成した。意見書案においては、①国際裁判管轄に関する規定を整備す

ることに賛成する、②婚姻・離婚に関する訴えや実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、過去の判例より広く当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき等に管轄を認める案に賛成する等を骨子として、法曹実務家として複雑化する国際社会に対応できるように、様々な事例を想定して意見を提言した。

- ④ 英語情報整備作業部会：英語による大阪弁護士会のパンフレットを作成している。大阪弁護士会の組織や活動内容を調べ、これを1つ1つの言葉に分解して丁寧に英語化していくという地道な作業を、ネイティブスピーカーの外国法事務取扱弁護士の協力を得ながら繰り返し、完成間近となっている。
- ⑤ インターンシップ部会：現在7つの友好提携先弁護士会との間でインターンシップ制度を企画、実施する。まだ試験段階ではあるが、2016年8月に第1号となるインターン生を迎えた。
- ⑥ 弁護士紹介制度検討部会：友好提携先弁護士会と弁護士紹介制度の構築を企画、実現する。大阪弁護士会の中小企業支援センターと共同での企画である。
- ⑦ 地域・国対応チーム（北米チーム、欧州チーム、中国チーム、シンガポールチーム、新規検討チーム）：友好協定先と交流を深め、大阪弁護士会の会員に利益を還元すべく、相互の訪問、セミナーの開催等を企画、実施している。既に7つの弁護士会（ソウル、カリフォルニア国際部門、バルセロナ、香港、深圳、台北、シンガポール）と提携済みであるが、会長、副会長に負担をかけない形で、会員にメリットのある提携を目指して、新たな提携先の検討も行っている。

2. 2016年度の大阪弁護士会国際委員会の活動

2016年度に大阪弁護士会国際委員会が関与して行われた主なセミナー、シンポ、懇談会等の行事は以下の通りである。

- (1) 7月20日（水）、大阪弁護士会館に、ドイツの国際家事専門の調停機関 MiKK からカール元裁判官をお招きし、ドイツにおけるハーグ子奪取条約の執行に関する法改正、実務をテーマに懇談会を開催した。

ご承知の通り、ハーグ条約は1980年にハーグ私法会議により制定、1983年から加盟国の間で実施されているが、日本が加盟国となったのは2014年、約30年遅れてのスタートであった。国際協力部が東南アジアの国々で法整備支援を行っているのと同じく、日本の実務家である我々は、ハーグ条約先進国（特にアメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア等）から教えてもらうことが多く、またこれらの国の裁判官や弁護士、調停人らは大変熱心に自らの経験から学んだことを惜しみなく教えてくださいました。他国の制度をそのまま取り入れることはできないが、導入に向けての準備や、問題に直面したとき、その打開策を考える上で大いに学ぶことが多かった。

特に、7月20日の懇談会では、カール元裁判官が、話し合いによる解決の重要性、そして、決定を下した裁判官が執行まで担当することになった法改正について話をさ

れたことが印象に残っている。

- (2) 8月22日(月)より4週間、2つの法律事務所が受け入れ先となって、バルセロナ弁護士会から若手弁護士1名のインターンを迎えた。大阪弁護士会としては、初めての海外からのインターンであった。

国際委員会の役割は、インターンを1～4週間ほど受け入れてくれる事務所を募集し、当該事務所との橋渡しや、歓迎会や懇親会、その国の制度などを発表してもらう会の開催である。残念ながら、第1号のインターンは家庭の事情により当初4週間の予定を2週間で切り上げて帰国されたが、1週間でも充実した研修ができたことを祈っている。第1号インターンは、大阪弁護士会にある7つの会派の1つである春秋会による「靴みがき研修」に参加されたと聞いたので、いつかお会いすることがあれば、その感想を聞いてみたい。

なお、今回、インターンの受け入れ事務所を募集したところ、思いがけず多数の事務所からの応募があった。もとよりボランティア精神で手を挙げてくださったのだろうが、わざわざ海外に出ていなくても、外国の法制度や弁護士に直接触れられるのも魅力なのではないだろうか。クリアしなければならぬ事は種々あるものの、近い将来、国際協力部が法整備支援に取り組んでこられたベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオス、ミャンマーといった国々の弁護士をインターンとして受け入れること、逆に大阪弁護士会の弁護士をインターンとして派遣し、これらの国の弁護士事務所で1～4週間程度研修することも可能なのではないかと思った。

- (3) 8月23日(火)、長年継続しているソウル地方弁護士会との交流会が実施された。山口会長、岩井副会長、瀧副会長、森信研修センター運営委員会委員長らとソウルを訪問した。ソウル家庭法院を見学し、裁判官から親子の面会交流やハーグ条約の実務について話を伺った。また、ソウル地方弁護士会館で「研修」をテーマとした研究会を実施した。

ソウル地方弁護士会は、7つの友好提携先弁護士会の中で唯一、毎年、会長、副会長らが相互を訪問しあって研修、意見交換、懇親会を行っている最も古い友好提携先である。取り上げるトピックは、その時々に関心事に合わせて、法曹養成だったり、可視化の問題だったり、ADRだったりと様々である。

- (4) 8月26日(金)大阪弁護士会館において、JETRO大阪の主催でJETROについて知ってもらう会員向けセミナーが実施された。

- (5) 9月8日(木)大阪弁護士会館において、在関西領事館等との交流会を、公益社団法人民間総合調停センター及び公益社団法人日本仲裁人協会関西支部との共催で行った。もともとは、民間総合調停センターへのハーグ子奪取条約の事案の申立て件数を増やすプロモーションとして行えないかと外務省ハーグ条約室に相談をもちかけたのが企画の始まりであった。外務省大阪分室の方々から多大なご指導、ご協力を得ながら準備が進められ、第1回となる交流会が開催された。取り上げたテーマは、民間総合調停センターにおけるハーグ子奪取条約の事案の取扱いや申立方法の説明、民間総

合調停センターの役割,日本の雇用法についての情報提供を行った後,意見交換を行った。

各国領事館からの参加者からは,日本の法制度や,紛争解決のオプションを知ることができた,弁護士との接点ができたと大変好評であった。

- (6) 9月23日(金)大阪弁護士会館において,中国の全人代法工委民法室との意見交換会を開催した。これは, J I C Aと法務総合研究所国際協力部の企画による訪日研修の訪問先の一つに大阪弁護士会を加えて頂いたもので,民法総則の「後見」についてと,昨今の日本の債権法改正の議論に焦点をあてることになった。前者は,大阪弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター運営委員会が,後者は,大阪弁護士会の民法改正問題特別委員会が中心となって準備を進め,当日の意見交換会も対応いただいた。

大阪の民法改正問題特別委員会は,法制度審査会に送り出した大阪弁護士会所属の委員をバックアップし,パブリックコメントに応じて意見書を提出しており,債権法改正については非常に詳しい知見を有している。また,高齢者・障害者総合支援センターは,全国の単位会に先駆けて設立され,成年後見や障害者支援を地道に進めてきた委員会である。後見の申立件数が増加する中,その存在意義がますます高まっている。この2つの委員会が,全人代法工委民法室の研修に対応していただいたことは,国際委員会にとっても喜ばしく誇りに思うところであった。そして,大阪弁護士会所属の白出弁護士が相変わらず「熱意」ある支援活動を続けておられることに感銘を受けた。

- (7) 10月18日(火)大阪弁護士会館において,シンガポール弁護士会との友好協定を締結し,記念セミナーとして,シンガポール弁護士による,①シンガポール弁護士会の組織・活動内容の紹介,②シンガポールにおける紛争解決(仲裁,調停センターの紹介),③シンガポール家族法の基礎についてのセミナーを開催し,終了後は懇親会を開催して親交を深めた。翌日,シンガポール弁護士会のメンバーは,大阪地方検察庁を表見訪問させてもらい,上野検事正と面談の機会を得,また,国際協力部部長の阪井検事から英語で国際協力に関してご説明をいただいた。

ようやく実現したシンガポール弁護士会との友好協定。記念セミナーに参加して,シンガポールの仲裁センターや調停センターは有名であるが,一度与えられた評価に満足することなく,常に新たな方向を模索し,実行に移していることを学ぶことができた。素晴らしいという感想を超えて,シンガポールという都市国家の本質なのかも感じた。弁護士会の組織や活動内容といった,あまり着目されていないことも学べ,とても有意義だった。

余談になるが,シンガポール弁護士会からは,この後しばらくして友好バドミントン大会をしようとの誘いがあり,今年の5月28日(日)に大阪での開催を予定している。



シンガポール弁護士会の皆様をお迎えして

(8) 10月26日(水)、大阪弁護士会館において、大阪大学からの依頼により、台湾裁判官との意見交換会を実施した。テーマは「起訴状一本主義」、台湾では大陸法系の刑事訴訟制度が採用されているが、起訴状一本主義はとられておらず、いわゆる証拠同時提出主義が取られている。予断排除原則との間で実務家の意見が求められた。これも、国際委員会から刑事弁護委員会に対応を依頼し、委員長を初め4名の弁護士が、事前の準備、そして当日の説明、Q&Aへの対応を担当された。

意見交換会には、刑事弁護委員会の委員長、副委員長ら4名のほか、大阪弁護士会国際委員会から、藤本副委員長を初め、多くのチャイニーズ・スピーキングの会員が参加された。難しい法律用語や法律概念の話が出て通訳の方が戸惑っていると、すかさず中国語でいきいきとフォローされていたのが印象的だった。

(9) 10月26日(水)、大連弁護士会の20名弱の弁護士が大阪弁護士会を表敬訪問された。弁護士会の組織に興味を持たれており、山口会長、瀧副会長からの説明に熱心に耳を傾け、熱心な質問が相次いだ。

(10) 11月3日(木)～6日(日)にかけて、友好提携先のカリフォルニア弁護士会国際ナショナルセクションがロスアンゼルスで開催した、第1回 Transnational Law Summit: International Law in the 21st Century に大阪弁護士会から9名が参加した。

(11) 11月7日(月)、大阪弁護士会館において、家事法制委員会との共催で、フランスのリヨン第3大学フルシロン教授によるフランス親権法に関する講演会が開催された。

(12) 11月17日(木)、外務省領事局による、ハーグ子奪取条約の実務に関するアウトリーチセミナーが大阪弁護士会館で開催された。

(13) 12月1日(木)、大阪弁護士会が会員となり運営に携わっている公益社団法人民間総合調停センターが、ミャンマー法整備支援プロジェクト第8回本邦研修で来日した14名のミャンマーからの研修員と意見交換を行い、土地の境界などをめぐる土地の分野や労働分野の紛争を解決する手段としてADRが機能していることを紹介し、意

見交換を行った。

- (14) 2017年1月9日(月), 友好提携先である香港弁護士会とシンガポール弁護士会で、それぞれ新年を祝う会が開催され、シンガポールへは山口会長、香港弁護士会へは種村副会長を団長として複数の国際委員会の委員が参加した。

私個人は香港弁護士会の新年会に参加。午前中は、最高裁判所の見学から始まり、海外からの参加者が意見交換する「プレジデント・ラウンドテーブル」、そしてランチが提供され、午後は、造幣局の見学、新年を祝う記念式典、カクテルパーティーと続き、最後は海外からの参加者を囲んでのディナー・レセプションが開催された。記念式典では、最高裁、法務省、2つの弁護士会それぞれのトップがスピーチを行った、中でも、バリスターの弁護士会である Hong Kong Bar Association のウィニー・タン氏が昨年香港で問題となった宣誓事件に触れながらルール・オブ・ローについて力強く話をされたのが印象的であった。

- (15) 3月16日(木), 大阪弁護士会館で、毎年恒例の関西経済連合会との共催により、「独占禁止法における課徴金制度の見直し」についてのセミナーが開催される。
- (16) 3月24日(金), 大阪弁護士会館で、これも毎年恒例となった会計士協会との共催セミナーが開催される。公認会計士協会近畿会と大阪弁護士会から選ばれた各1名の講師が、今年のテーマ「タックス・ヘイブン」について講義を行う。

3. 国際協力部による大阪弁護士会との連携・そして活用

大阪弁護士会の国際委員会には前述のように、様々な部会、PTが設置されており、幅広いニーズにこたえることができる。長期専門家として法整備支援を経験した弁護士もいる。さらに、大阪弁護士会の60近い委員会との横の連携を活用しさらに専門性の高いニーズにこたえることができる。

1人1人の弁護士は、日々、依頼者からの相談に応じ、法的紛争を解決し、これで収入を得ている法律の専門家である。どの法律をとっても、それがどのように適用されているか、活用されている制度、活用されていない制度、そしてその原因を一番よく知っているのは弁護士であると自負している。

弁護士のコストが安価だとは言えない。しかし弁護士会活動として行う場合は別で、必要に応じて柔軟に対応している。無償で活動することも多い。海外の弁護士会を訪問したり、IBAやIPBA、ローエイシアの大会に出かけたりすることに、逆にかなりの自腹を切って参加することもある。

このように、大阪弁護士会の委員会活動はボランティア活動に支えられている。その中で、かように多種・多様な活動ができたのは、一人一人の委員の方々が大きなり小なりの犠牲を払いながらも、海外との繋がりに魅力を感じ、全会員に友好提携の恩恵を受けてもらいたいと意気を感じて推進、参加されたものと思う。

国際協力部とはこれからも、広く協力し合い、連携を強めて行きたい。